

# 障害者雇用状況調査結果の概要

( 平成 29 年 6 月 1 日現在 )

厚生労働省島根労働局職業安定部

---

## 目 次

はじめに .....	1
民間企業における障害者の雇用状況	
1 概 況 .....	2
2 企業規模別の雇用状況 .....	4
3 産業別の雇用状況 .....	4
4 実雇用率階級別の企業分布状況 .....	6
5 法定雇用率未達成企業の雇用状況 .....	7
6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況 .....	8
7 公共職業安定所管内別の雇用状況 .....	9
国、地方公共団体等における障害者の雇用状況	
1 概 況 .....	10
2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況 .....	10
参 考	
1 島根県における障害者の状況 .....	13
2 障害者の職業紹介状況 .....	14
3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況 .....	15
4 障害者の法定雇用率について.....	17
5 除外率一覧表 .....	18
「平成 30 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げになります」 .....	19

---

# は じ め に

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、障害者雇用率制度を設け、事業主等に一定数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けており、この法の適切な運用を図るためには、障害者の雇用状況を正確に把握する必要があります。

このため、一定規模以上の事業主等は、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況を公共職業安定所長に報告(国、地方公共団体等にあつては、その任命権者等が厚生労働大臣又は労働局長に通報)することとされています。

本書は、平成29年6月1日現在の島根労働局管内における障害者の雇用状況に係る報告を集計したものです。

## <障害者雇用率制度>

### 1 趣 旨

事業主等は、労働者を新たに雇入れ、又は解雇しようとする場合には、その雇用する労働者に占める身体障害者又は知的障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上であるようにしなければならないこととされています。

すなわち、障害者の雇用は常に健常者と同じように確保すべきものとし、原則として事業主等は常態として法定雇用率を達成・維持すべき義務を有することとされています。

### 2 算定基準

現行法の雇用率制度においては、身体障害者及び知的障害者に加え精神障害者も算定の対象とした「障害者雇用率」が設定されています。

重度身体障害者又は重度知的障害者は1人をもって2人の障害者を雇用しているものとみなし、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者については、それぞれ1人の障害者を雇用しているものとみなされます。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、それぞれ0.5人を雇用しているものとみなされます。

#### ○ 法定雇用率

民間企業	}	一般の民間企業 ……	2.0%	(常用労働者数50人以上規模の企業)
		特殊法人 ……	2.3%	(常用労働者数43.5人以上規模の法人)
国、地方公共団体	}	下記以外の機関 ……	2.3%	(職員数43.5人以上の機関)
		一定の教育委員会 ……	2.2%	(職員数45.5人以上の機関)

(カッコ内は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模です。)

### 3 法定雇用率の適用と法定雇用障害者数の算定

法定雇用率は、その企業全体を一つの単位(国等の機関は任命権者を単位)として適用されます。

法定雇用障害者数は、「常時雇用される労働者(短時間労働者は0.5人算定)の数から除外率に相当する常時雇用される労働者の数を控除した数」(雇用率算定基礎労働者数)に法定雇用率を乗じた数で、1人未満の端数があるときはその端数を切り捨てた数です。

#### ○ 除外率

職務によっては、障害者が就業することが困難であり、一律に法定雇用率を適用することが不適当なものがあることから、障害者の就業が一般に困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種ごとに定められています。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、除外率制度については、廃止に向けて段階的に縮小することとされています。(詳細は18頁参照)

# 民間企業における障害者の雇用状況

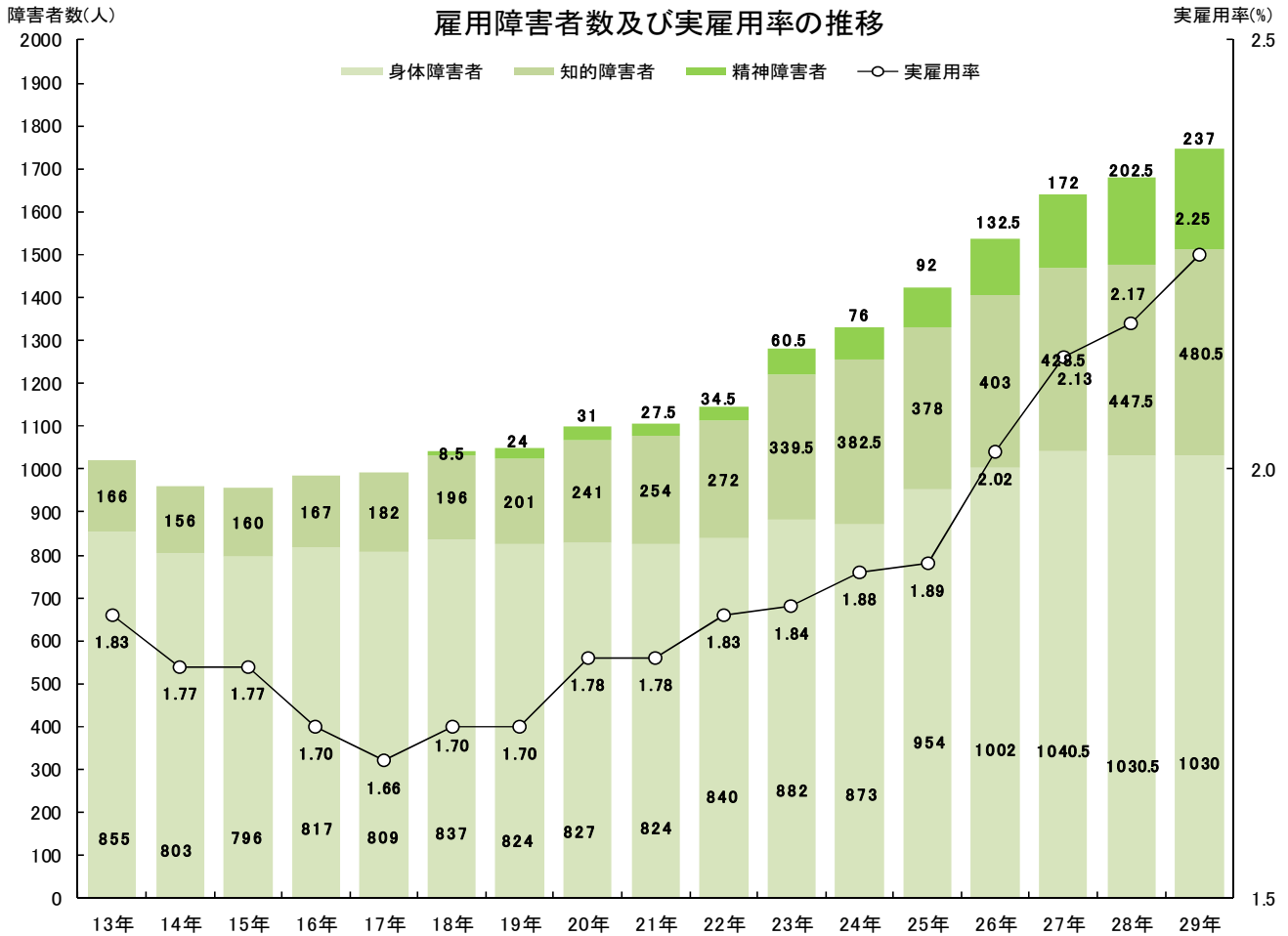
## 1 概況

島根県において、障害者の法定雇用率（以下「法定雇用率」という。）2.0%が適用され、身体障害者又は知的障害者を1人以上雇用すべき一般の民間企業（常用労働者50人以上規模の企業）は529社、実雇用率算定の基礎となる常用労働者の数は77,761人で、企業数は前年より4社、常用労働者数で472人増加した。一方、雇用されている障害者の数は1,747.5人で前年より67.0人増加した。

この結果、実雇用率は、前年の2.17%から0.08ポイント上昇し2.25%、法定雇用率達成企業の割合は、前年の66.3%から1.8ポイント上昇し68.1%となった。

なお、本県における実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合ともに全国平均を上回っている。

【表 1-1・1-2】



<法定雇用率>

1.8%

2.0%

注1:雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業)についての集計である。

注2:「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで  
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)  
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成23年以降  
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)  
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者

平成18年以降  
 平成22年まで  
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)  
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

身体障害者である短時間労働者  
 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
 知的障害者である短時間労働者  
 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
 精神障害者である短時間労働者  
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

注3:法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

【表1-1 島根県の障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）】

年別	調査実施企業数	障 害 者 数											雇用率	雇用率達成企業数	雇用率達成企業割合			
		身 体			知 的			精神(短)	計	精神(短)	計	合計						
		重度	その他		重度	その他												
			重度(短)	その他(短)		重度(短)	その他(短)											
23	447	240.0	358.0	26.0	36.0	882.0	38.0	232.0	5.0	53.0	339.5	34.0	53.0	60.5	1,282.0	1.84	280	62.6
24	453	229.0	371.0	22.0	44.0	873.0	42.0	254.0	6.0	77.0	382.5	40.0	72.0	76.0	1,331.5	1.88	282	62.3
25	519	248.0	403.0	29.0	52.0	954.0	24.0	280.0	5.0	90.0	378.0	53.0	78.0	92.0	1,424.0	1.89	297	57.2
26	523	256.0	417.0	47.0	52.0	1,002.0	26.0	289.0	7.0	110.0	403.0	89.0	87.0	132.5	1,537.5	2.02	322	61.6
27	523	273.0	421.0	44.0	59.0	1,040.5	23.0	317.0	5.0	121.0	428.5	121.0	102.0	172.0	1,641.0	2.13	338	64.6
28	525	274.0	406.0	48.0	57.0	1,030.5	21.0	329.0	5.0	143.0	447.5	143.0	119.0	202.5	1,680.5	2.17	348	66.3
29	529	279.0	407.0	39.0	52.0	1,030.0	20.0	366.0	12.0	125.0	480.5	180.0	114.0	237.0	1,747.5	2.25	360	68.1

(単位:社、人、%)

【表1-2 全国の障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）】

年別	調査実施企業数	障 害 者 数											雇用率	雇用率達成企業数	雇用率達成企業割合			
		身 体			知 的			精神(短)	計	精神(短)	計	合計						
		重度	その他		重度	その他												
			重度(短)	その他(短)		重度(短)	その他(短)											
23	75,313	79,374.0	115,318.0	6,406.0	7,912.0	284,428.0	12,951.0	37,844.0	2,250.0	5,502.0	68,747.0	11,038.0	3,972.0	13,024.0	366,199.0	1.65	34,102	45.3
24	76,308	81,393.0	116,364.0	7,117.0	9,493.0	291,013.5	13,771.0	40,792.0	2,689.0	7,440.0	74,743.0	13,821.0	5,572.0	16,607.0	382,363.5	1.69	35,694	46.8
25	85,314	84,682.0	120,536.0	8,126.0	11,545.0	303,798.5	14,878.0	45,368.0	3,071.0	9,471.0	82,930.5	18,275.0	7,887.0	22,218.5	408,947.5	1.76	36,413	42.7
26	86,648	87,195.0	123,633.0	8,867.0	12,849.0	313,314.5	16,125.0	48,873.0	3,493.0	11,174.0	90,203.0	22,773.0	9,870.0	27,708.0	431,225.5	1.82	38,760	44.7
27	87,935	89,312.0	125,334.0	9,830.0	13,929.0	320,752.5	17,050.0	53,494.0	3,704.0	12,892.0	97,744.0	28,466.0	12,342.0	34,637.0	453,133.5	1.88	41,485	47.2
28	89,359	92,058.0	125,633.0	10,460.0	14,782.0	327,600.0	17,707.0	58,231.0	3,823.0	14,556.0	104,746.0	34,700.0	14,656.0	42,028.0	474,374.0	1.92	43,569	48.8
29	91,024	94,234.0	126,584.0	10,821.0	15,162.0	333,454.0	18,626.0	63,181.0	4,021.0	15,679.0	112,293.5	41,422.0	17,251.0	50,047.5	495,795.0	1.97	45,553	50.0

(単位:社、人、%)

① 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

② 法定雇用率は平成25年4月1日に改定 民間企業 1.8% → 2.0% 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年からは50人以上規模の企業)についての集計である。

## 2 企業規模別の雇用状況 【表2】

実雇用率が最も高いのは500～1,000人未満の2.68%、次いで300～500人未満の2.62%、1,000人以上の2.24%、100～300人未満の2.21%、50～100人未満の2.00%の順となった。

また、全ての規模区分で、全国平均及び法定雇用率以上となった。

平成29年6月1日現在

【表2 規模別障害者の雇用状況】

(単位:社、人、%)

区 分	島 根 県					実 雇 用 率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数 (①×2+②)	①	②	島根県	全 国	島 根 県		全 国 達成 割合
				うち 重度身体、重度知的障害者 (短時間以外)	うち ① 以外の障害者			企業数	達成 割合	
50～ 100人未満	310 (301)	21,315.0 (20,592.0)	426.0 (425.5)	64 (75)	298.0 (275.5)	2.00 (2.07)	1.60 (1.55)	211 (199)	68.1 (66.1)	46.5 (45.7)
100～ 300人未満	180 (186)	28,811.0 (29,387.0)	638.0 (607.0)	89 (84)	460.0 (439.0)	2.21 (2.07)	1.81 (1.74)	126 (125)	70.0 (67.2)	54.1 (52.2)
300～ 500人未満	24 (22)	9,060.0 (8,186.0)	237.5 (219.0)	50 (45)	137.5 (129.0)	2.62 (2.68)	1.82 (1.82)	12 (12)	50.0 (54.5)	45.8 (44.8)
500～ 1,000人未満	11 (12)	6,814.0 (7,408.0)	182.5 (182.0)	26 (28)	130.5 (126.0)	2.68 (2.46)	1.97 (1.93)	7 (8)	63.6 (66.7)	48.6 (48.1)
1,000人 以上	4 (4)	11,761.0 (11,716.0)	263.5 (247.0)	70 (63)	123.5 (121.0)	2.24 (2.11)	2.16 (2.12)	4 (4)	100.0 (100.0)	62.0 (58.9)
規 模 計	529 (525)	77,761.0 (77,289.0)	1,747.5 (1,680.5)	299.0 (295.0)	1,149.5 (1,090.5)	2.25 (2.17)	1.97 (1.92)	360 (348)	68.1 (66.3)	50.0 (48.8)

(注) ( )内は平成28年6月1日現在の数値

## 3 産業別の雇用状況 【表3】

実雇用率が最も高いのは「農業、林業」の2.66%、次いで「医療、福祉」の2.53%、「サービス業(他に分類されないもの)」の2.49%、「製造業」の2.41%の順である。

最も低いのは「鉱業、採石業、砂利採取業」の0.00%、次いで「情報通信業」の1.15%、「教育、学習支援業」の1.21%、「学術研究、専門・技術サービス業」の1.52%、「不動産業、物品賃貸業」の1.66%、「運輸業、郵便業」の1.78%で、いずれも法定雇用率を下回っている。

法定雇用率達成企業の割合は、「農業、林業」の100.0%が最も高く、次いで「製造業」の76.8%、「医療、福祉」の75.6%の順である。

最も低いのは、「鉱業、採石業、砂利採取業」の0.0%、次いで「情報通信業」の27.3%、「教育、学習支援業」の30.0%である。

【表3 産業別障害者の雇用状況】

平成29年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

産業別	島 根 県					実 雇 用 率		雇用率達成企業の状況		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数 (①×2+②)	障害者数		島根県	全 国	島 根 県		全国達成割合
				① うち 重度身体、重度知的障害者 (短時間以外)	② うち ① 以外の障害者			企業数	達成割合	
農業、林業	5 (6)	414.0 (465.5)	11.0 (9.0)	0.0 (0.0)	11.0 (9.0)	2.66 (1.93)	2.04 (2.14)	5 (6)	100.0 (100.0)	60.1 (61.1)
漁業	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	55.0 (55.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	1.91 (1.84)	0 (0)	0.0 (0.0)	66.1 (56.1)
建設業	42 (38)	3,584.0 (3,365.5)	73.0 (67.0)	14.0 (14.0)	45.0 (39.0)	2.04 (1.99)	1.76 (1.72)	31 (27)	73.8 (71.1)	49.5 (48.1)
製造業	125 (125)	19,409.5 (19,126.5)	467.5 (450.0)	98.0 (96.0)	271.5 (258.0)	2.41 (2.35)	2.02 (1.98)	96 (99)	76.8 (79.2)	57.4 (56.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	— —	— —	— —	— —	— —	— —	2.11 (2.05)	— —	— —	51.8 (44.8)
情報通信業	11 (10)	1,218.0 (1,131.5)	14.0 (11.5)	2.0 (3.0)	10.0 (5.5)	1.15 (1.02)	1.66 (1.63)	3 (2)	27.3 (20.0)	28.8 (26.8)
運輸業、郵便業	17 (17)	2,056.0 (2,010.5)	36.5 (37.5)	8.0 (11.0)	20.5 (15.5)	1.78 (1.87)	2.04 (2.00)	9 (10)	52.9 (58.8)	55.8 (54.4)
卸売業、小売業	72 (72)	12,090.5 (12,119.5)	242.0 (226.0)	36.0 (34.0)	170.0 (158.0)	2.00 (1.86)	1.78 (1.74)	41 (40)	56.9 (55.6)	39.6 (37.7)
金融業、保険業	7 (8)	4,139.5 (4,164.5)	87.5 (78.0)	20.0 (14.0)	47.5 (50.0)	2.11 (1.87)	1.97 (1.94)	3 (4)	42.9 (50.0)	42.8 (41.1)
不動産業、物品賃貸業	4 (3)	301.5 (258.0)	5.0 (3.5)	1.0 (1.0)	3.0 (1.5)	1.66 (1.36)	1.64 (1.61)	3 (1)	75.0 (33.3)	35.9 (34.7)
学術研究、専門・技術サービス業	16 (16)	1,444.5 (1,411.5)	22.0 (17.0)	6.0 (4.0)	10.0 (9.0)	1.52 (1.20)	1.74 (1.70)	9 (9)	56.3 (56.3)	35.2 (34.8)
宿泊業、飲食サービス業	23 (21)	2,001.5 (1,945.0)	42.0 (37.0)	3.0 (5.0)	36.0 (27.0)	2.10 (1.90)	1.88 (1.83)	15 (11)	65.2 (52.4)	46.2 (43.8)
生活関連サービス業、娯楽業	16 (19)	1,662.5 (2,001.0)	34.5 (37.5)	6.0 (6.0)	22.5 (25.5)	2.08 (1.87)	2.15 (2.11)	10 (13)	62.5 (68.4)	43.0 (42.5)
教育、学習支援業	10 (10)	828.5 (843.0)	10.0 (7.0)	3.0 (2.0)	4.0 (3.0)	1.21 (0.83)	1.59 (1.56)	3 (2)	30.0 (20.0)	40.3 (38.7)
医療、福祉	135 (134)	19,012.5 (18,702.5)	480.5 (489.5)	63.0 (67.0)	354.5 (355.5)	2.53 (2.62)	2.50 (2.43)	102 (96)	75.6 (71.6)	63.0 (61.8)
複合サービス事業	4 (5)	4,071.0 (4,398.5)	86.0 (89.0)	25.0 (26.0)	36.0 (37.0)	2.11 (2.02)	1.88 (1.82)	3 (4)	75.0 (80.0)	46.4 (45.2)
サービス業(他に分類されないもの)	41 (40)	5,472.5 (5,291.0)	136.0 (121.0)	14.0 (12.0)	108.0 (97.0)	2.49 (2.29)	1.95 (1.91)	27 (24)	65.9 (60.0)	47.1 (45.7)
計	529 (525)	77,761.0 (77,289.0)	1,747.5 (1,680.5)	299.0 (295.0)	1,149.5 (1,090.5)	2.25 (2.17)	1.97 (1.92)	360 (348)	68.1 (66.3)	50.0 (48.8)

(注) ( )は平成28年6月1日現在の数値

#### 4 実雇用率階級別の企業分布状況 【表4】

実雇用率階級別の企業分布をみると、法定雇用率（2.0%）未満の階級が297社（構成比56.1%、対前年3.9ポイント減）となっている。（なお、法定雇用障害者数の算定にあたって1人未満の端数は切り捨てることから、当該297社には、法定雇用障害者数を達成していない169社のほか、実雇用率が2.0%未満であるものの法定雇用障害者数は達成している企業128社が含まれている。）

【表4 実雇用率階級別の企業分布状況】

平成29年6月1日現在  
(単位:社、%)

産業別・規模別 企業数計	実雇用率	2.0%未満					2.0%以上					
		0.00～ 0.49	0.50～ 0.99	1.00～ 1.49	1.50～ 1.99	小計	2.00～ 2.99	3.00～ 3.99	4.00～ 4.99	5.00～ 9.99	10.00 ～	小計
農業、林業	5	0	0	2	1	3	0	1	1	0	0	2
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
建設業	42	8	3	4	9	24	6	8	2	2	0	18
製造業	125	18	2	22	17	59	28	22	2	13	1	66
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	11	6	0	2	2	10	0	0	1	0	0	1
運輸業、郵便業	17	6	0	3	3	12	2	2	0	1	0	5
卸売業、小売業	72	17	8	10	10	45	18	6	2	0	1	27
金融業、保険業	7	1	1	4	0	6	1	0	0	0	0	1
不動産業、物品賃貸業	4	1	0	0	2	3	1	0	0	0	0	1
学術研究、専門・技術サービス業	16	6	1	0	3	10	2	4	0	0	0	6
宿泊業、飲食サービス業	23	3	4	5	4	16	5	0	0	1	1	7
生活関連サービス業、娯楽業	16	4	1	2	3	10	0	4	1	1	0	6
教育、学習支援業	10	7	0	0	0	7	2	1	0	0	0	3
医療、福祉	135	17	7	14	27	65	40	16	9	3	2	70
複合サービス事業	4	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	3
サービス業(他に分類されないもの)	41	6	4	7	8	25	4	6	1	5	0	16
計	100.0	19.3	5.9	14.2	16.8	56.1	21.0	13.4	3.6	4.9	0.9	43.9
	529	102	31	75	89	297	111	71	19	26	5	232
50～100人未満	310	86	13	41	44	184	53	46	7	16	4	126
100～300未満	180	15	17	26	36	94	46	22	11	7	0	86
300～500人未満	24	1	1	6	7	15	4	2	0	2	1	9
500～1000人未満	11	0	0	2	2	4	4	1	1	1	0	7
1000人以上	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4

(注) は構成比



## 5 法定雇用率未達成企業の雇用状況 【表5】

法定雇用率未達成企業は169社で、前年より8社減少した。産業別では「医療、福祉」が33社で最も多く、次いで「卸売業、小売業」の31社、「製造業」の29社の順である。

法定雇用率未達成企業全体の実雇用率は0.82%で、前年より0.06ポイント上昇した。規模別にみると、50人～300人未満規模に未達成企業が集中しているが、前年より改善している。

【表5 法定雇用率未達成企業の雇用状況】

平成29年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

実雇用率 産業別・規模別	未達成企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	法定雇用義務 障 害 者 数	雇用障害者数	雇用不足数	実雇用率
農業、林業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	55.0 (55.0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1.0 (1.0)	0.00 (0.00)
建設業	11 (11)	920.0 (882.5)	15.0 (15.0)	3.0 (1.5)	12.0 (13.5)	0.33 (0.17)
製造業	29 (26)	4,009.5 (3,794.5)	73.0 (67.0)	34.0 (31.0)	39.0 (36.0)	0.85 (0.82)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
情報通信業	8 (8)	909.5 (961.5)	17.0 (18.0)	7.0 (7.5)	10.0 (10.5)	0.77 (0.78)
運輸業、郵便業	8 (7)	1,300.0 (645.5)	24.0 (12.0)	14.5 (4.0)	9.5 (8.0)	1.12 (0.62)
卸売業、小売業	31 (32)	4,619.5 (4,566.0)	80.0 (78.0)	40.5 (36.0)	39.5 (42.0)	0.88 (0.79)
金融業、保険業	4 (4)	972.5 (540.5)	17.0 (9.0)	12.0 (5.0)	5.0 (4.0)	1.23 (0.93)
不動産業、物品賃貸業	1 (2)	70.0 (120.0)	1.0 (2.0)	0.0 (0.0)	1.0 (2.0)	0.00 (0.00)
学術研究、専門・技術サービス業	7 (7)	718.5 (673.0)	12.0 (12.0)	2.0 (2.0)	10.0 (10.0)	0.28 (0.30)
宿泊業、飲食サービス業	8 (10)	722.5 (883.0)	12.0 (15.0)	4.5 (5.5)	7.5 (9.5)	0.62 (0.62)
生活関連サービス業、娯楽業	6 (6)	671.0 (712.0)	12.0 (12.0)	4.0 (5.0)	8.0 (7.0)	0.60 (0.70)
教育、学習支援業	7 (8)	452.5 (527.0)	7.0 (8.0)	0.0 (0.0)	7.0 (8.0)	0.00 (0.00)
医療、福祉	33 (38)	4,963.0 (5,563.5)	85.0 (96.0)	45.5 (48.5)	39.5 (47.5)	0.92 (0.87)
複合サービス事業	1 (1)	251.0 (270.0)	5.0 (5.0)	1.0 (2.0)	4.0 (3.0)	0.40 (0.74)
サービス業(他に分類されないもの)	14 (16)	2,119.5 (2,315.0)	36.0 (41.0)	19.5 (22.5)	16.5 (18.5)	0.92 (0.97)
計	169 (177)	22,754.0 (22,509.0)	397.0 (391.0)	187.5 (170.5)	209.5 (220.5)	0.82 (0.76)
50～100人未満	99 (102)	6,556.5 (6,602.0)	99.0 (102.0)	6.5 (4.5)	92.5 (97.5)	0.10 (0.07)
100～300人未満	54 (61)	9,318.5 (9,988.5)	166.0 (176.0)	86.5 (83.5)	79.5 (92.5)	0.93 (0.84)
300～500人未満	12 (10)	4,676.5 (3,700.0)	89.0 (70.0)	63.0 (51.5)	26.0 (18.5)	1.35 (1.39)
500～1000人未満	4 (4)	2,202.5 (2,218.5)	43.0 (43.0)	31.5 (31.0)	11.5 (12.0)	1.43 (1.40)
1000人以上	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) ( )は平成28年6月1日現在の数値

## 6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況 【表6】

法定雇用率未達成企業 169 社の雇用不足数をみると、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業（1 人不足企業）が 135 社で全体の 79.9%を占めている。規模別にみると、100～300 人未満規模企業では 33 社（61.1%）が 1 人不足、14 社（25.9%）が 1.5 人又は 2 人不足となっている。なお、全体では、不足数が 3 人を超えている企業が 6 社となっている。

【表6 法定雇用率未達成企業の雇用不足数の状況】

平成29年6月1日現在  
(単位:社)

雇用不足数	計	0.5又は1人	1.5又は2人	2.5又は3人	3.5又は4人	4.5又は5人	5.5又は6人	6.5人 以上
産業別・規模別								
農業、林業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	11 (11)	10 (9)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
製造業	29 (26)	23 (17)	4 (7)	0 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
情報通信業	8 (8)	6 (5)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
運輸業、郵便業	8 (7)	6 (6)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
卸売業、小売業	31 (32)	23 (22)	6 (8)	1 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
金融業、保険業	4 (4)	3 (4)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不動産業、物品賃貸業	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	7 (7)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	8 (10)	7 (8)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
生活関連サービス業、 教育、学習支援業	6 (8)	4 (8)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療、福祉	33 (38)	27 (30)	3 (4)	2 (2)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
複合サービス事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
サービス業(他に分類されないもの)	14 (16)	12 (14)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
計	169 (177)	135 (136)	22 (29)	6 (9)	2 (2)	4 (1)	0 (0)	0 (0)
構成比(%)	100.0 (100.0)	79.9 (76.8)	13.0 (16.4)	3.6 (5.1)	1.2 (1.1)	2.4 (0.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
50～100人未満	99 (102)	99 (102)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100～300人未満	54 (61)	33 (30)	14 (24)	5 (7)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
300～500人未満	12 (10)	2 (4)	7 (4)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
500～1000人未満	4 (4)	1 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
1000人以上	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

(注) ( )は平成28年6月1日現在の数値

## 7 公共職業安定所管内別の雇用状況 【表7】

実雇用率を前年比でみると、松江所を除く各所は上昇となっている。浜田所、益田所、石見大田所では、県内平均実雇用率の2.25%を上回っている。

法定雇用率達成企業の割合をみると、川本所、石見大田所、雲南所、益田所、浜田所、出雲所の順に高く、松江所、隠岐の島所、安来所では県内企業の平均を下回っている。

県内の雇用不足数209.5人のうち、松江所110.5人、出雲所34.5人で全体の7割近くを占めている。

【表7 公共職業安定所管内別の雇用状況】

平成29年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率	雇用率達成企業		雇 用 不 足 数	未達成企業 のうち1人不 足の企業数
					企業数	達成割合		
松 江	213 (211)	34,046.0 (34,051.5)	710.0 (714.0)	2.09 (2.10)	131 (125)	61.5 (59.2)	110.5 (111.5)	64 (63)
隠岐の島	11 (11)	1,304.0 (1,310.5)	25.0 (25.0)	1.92 (1.91)	6 (5)	54.5 (45.5)	5.0 (6.0)	4 (5)
安 来	31 (28)	5,436.0 (5,251.5)	122.0 (112.0)	2.24 (2.13)	21 (20)	67.7 (71.4)	13.0 (14.0)	7 (5)
浜 田	57 (56)	6,606.0 (6,572.5)	194.5 (174.0)	2.94 (2.65)	42 (39)	73.7 (69.6)	16.0 (18.5)	13 (15)
川 本	13 (12)	1,531.0 (1,470.0)	30.0 (28.0)	1.96 (1.90)	11 (10)	84.6 (83.3)	3.5 (3.5)	1 (1)
出 雲	116 (116)	17,150.5 (16,773.5)	376.5 (361.0)	2.20 (2.15)	82 (80)	70.7 (69.0)	34.5 (39.5)	31 (31)
益 田	36 (38)	6,066.0 (6,352.5)	166.0 (159.0)	2.74 (2.50)	27 (28)	75.0 (73.7)	13.5 (13.0)	6 (7)
雲 南	29 (31)	3,210.5 (3,328.5)	65.5 (58.5)	2.04 (1.76)	22 (24)	75.9 (77.4)	8.0 (10.5)	5 (4)
石見大田	23 (22)	2,411.0 (2,178.5)	58.0 (49.0)	2.41 (2.25)	18 (17)	78.3 (77.3)	5.5 (4.0)	4 (5)
計	529 (525)	77,761.0 (77,289.0)	1,747.5 (1,680.5)	2.25 (2.17)	360 (348)	68.1 (66.3)	209.5 (220.5)	135 (136)

(注) ( )は平成28年6月1日現在の数値

# 国、地方公共団体等における障害者の雇用状況

## 1 概況 【表8】

法定雇用率 2.3%が適用される国、地方公共団体等の機関（職員 43.5 人以上の機関）及び特殊法人等の実雇用率をみると、都道府県の機関が 2.40%で前年より 0.02 ポイント、特殊法人等が 2.38%で前年より 0.12 ポイントそれぞれ上昇した。市町村の機関は 2.36%で前年より 0.07 ポイント下降した。

また、法定雇用率 2.2%が適用される教育委員会は 2.37%で、前年より 0.15 ポイント上昇した。

【表8 国、地方公共団体等における障害者雇用状況】

平成29年6月1日現在  
(単位:人、%)

区 分	法定雇用率2.3%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
国 の 機 関	—	303,844.5 (303,672.0)	—	7,593.0 (7,436.0)	—	2.50 (2.45)
都 道 府 県 の 機 関	4,766.0 (4,673.5)	325,174.0 (324,593.5)	114.5 (111.0)	86,330.0 (8,474.0)	2.40 (2.38)	2.65 (2.61)
市 町 村 の 機 関	8,220.0 (7,989.0)	1,084,190.0 (1,077,738.5)	194.0 (194.0)	26,412.0 (26,139.5)	2.36 (2.43)	2.44 (2.43)
特 殊 法 人 等	2,097.0 (2,076.5)	427,826.5 (421,292.0)	50.0 (47.0)	10,276.5 (9,927.0)	2.38 (2.26)	2.40 (2.36)

区 分	法定雇用率2.2%が適用される国、地方公共団体					
	職員数(除外職員を除く)		障 害 者 数		実 雇 用 率	
	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国	島 根 県	全 国
教 育 委 員 会	5,959.5 (5,996.0)	659,739.0 (661,899.0)	141.0 (133.0)	14,644.0 (14,448.5)	2.37 (2.22)	2.22 (2.18)

(注) ( )は平成28年6月1日現在の数値

## 2 地方公共団体等及び各機関における障害者の雇用状況 【表9-1-9-2】

法定雇用率 2.3%が適用される県、市町村等の機関における実雇用率を前年と比較すると、県では 0.02 ポイント上昇し 2.40%、市長部局では 0.13 ポイント下降して 2.36%、市町教育委員会では 0.62 ポイント上昇し 2.82%、市公営企業部局では 0.15 ポイント下降し 2.47%、町村長部局では 0.16 ポイント下降し 2.10%、町村公営企業部局では 0.62 ポイント上昇し 2.33%、特殊法人等では 0.12 ポイント上昇し 2.38%となった。

法定雇用率 2.2%が適用される県教育委員会は 0.15 ポイント上昇し 2.36%、松江市教育委員会は 0.02 ポイント上昇し 2.48%となっている。

雇用率未達成機関は、市長部局 1、町村長部局 2 となっている。なお、12 月 1 日現在では、いずれも法定雇用率を達成している。

【表9-1 地方公共団体等における障害者の雇用状況】

平成29年6月1日現在

(単位：人、%)

区 分	雇 用 状 況								対象機関の数				
	職 員 総 数		除 外 職 員 を 除 く 職 員 数		障 害 者 数		実 雇 用 率		全 数		う ち 達 成 機 関		
		前 年		前 年		前 年		前 年		前 年		前 年	
雇 用 率  2.3 %  適 用	島根県知事部局	3,909.0	3,843.0	3,907.0	3,841.0	94.0	91.5	2.41	2.38	1	1	1	1
	島根県病院局	1,137.0	1,097.0	512.0	494.0	13.0	12.0	2.54	2.43	1	1	1	1
	島根県警察本部	1,863.0	1,860.0	347.0	338.5	7.5	7.5	2.16	2.22	1	1	1	1
	(小計)	6,909.0	6,800.0	4,766.0	4,673.5	114.5	111.0	2.40	2.38	3	3	3	3
	市長部局	5,250.0	5,222.0	4,666.5	4,655.5	110.0	116.0	2.36	2.49	8	8	7	8
	市町教育委員会	589.5	600.0	531.5	546.5	15.0	12.0	2.82	2.20	5	5	5	5
	市公営企業部局	2,073.5	1,871.0	1,253.5	1,184.5	31.0	31.0	2.47	2.62	8	7	8	7
	町村長部局	1,434.0	1,389.0	1,383.0	1,369.0	29.0	31.0	2.10	2.26	10	10	8	10
	町村公営企業部局	565.5	355.0	385.5	233.5	9.0	4.0	2.33	1.71	3	2	3	2
	(小計)	9,912.5	9,437.0	8,220.0	7,989.0	194.0	194.0	2.36	2.43	34	32	31	32
特 殊 法 人 等	特殊法人等	2,993.0	2,933.0	2,097.0	2,076.5	50.0	47.0	2.38	2.26	2	2	2	1
	(小計)	2,993.0	2,933.0	2,097.0	2,076.5	50.0	47.0	2.38	2.26	2	2	2	1
	合計	19,814.5	19,170.0	15,083.0	14,739.0	358.5	352.0	2.38	2.39	39	37	36	36
雇 用 率  2.2 %  適 用	島根県教育委員会	7,677.0	7,724.0	5,758.0	5,793.0	136.0	128.0	2.36	2.21	1	1	1	1
	松江市教育委員会	211.5	213.0	201.5	203.0	5.0	5.0	2.48	2.46	1	1	1	1
	合計	7,888.5	7,937.0	5,959.5	5,996.0	141.0	133.0	2.37	2.22	2	2	2	2

【表9-2 各機関における障害者の雇用状況】

平成29年6月1日現在

雇用率	機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)
県 の 機 関 % 2.3	島根県	3,907	94	2.41	0
	島根県病院局	512	13	2.54	0
	島根県警察本部	347.5	7.5	2.16	0
市 町 村 等 の 機 関 % 2.3	松江市	1,127	26	2.31	0
	浜田市	635	12	1.89	2
	出雲市	909	21	2.31	0
	益田市	360	9	2.50	0
	大田市	488	12	2.46	0
	安来市	437	11	2.52	0
	江津市	318.5	9	2.83	0
	雲南市	392	10	2.55	0
	奥出雲町	220.5	4	1.81	1
	飯南町	148	3	2.03	0
	川本町	77.5	1	1.29	0
	美郷町	115	3	2.61	0
	邑南町	219	6	2.74	0
	津和野町	156.5	4	2.56	0
	吉賀町	92	1	1.09	1
	海士町	76	1	1.32	0
西ノ島町	86	2	2.33	0	
隠岐の島町	192.5	4	2.08	0	
市 町 教 育 委 員 会 % 2.3	浜田市教育委員会	166	4	2.41	0
	出雲市教育委員会	119	4	3.36	0
	益田市教育委員会	52	1	1.92	0
	大田市教育委員会	123	5	4.07	0
	安来市教育委員会	71.5	1	1.40	0
市 町 村 公 営 企 業 部 局 % 2.3	松江市上下水道局	128	4	3.13	0
	松江市交通局	48	2	4.17	0
	松江市立病院	414	10	2.42	0
	出雲市上下水道局	50	2	4.00	0
	出雲市立総合医療センター	135	3	2.22	0
	安来市立病院	102	2	1.96	0
	雲南市立病院	191	4	2.09	0
	隠岐広域連合立隠岐病院	132.5	4	3.02	0
	大田市立病院	185.5	4	2.16	0
	邑智郡公立病院組合	110	2	1.82	0
教 育 委 員 会 % 2.3	島根県教育委員会	5,758	136	2.36	0
	松江市教育委員会	201.5	5	2.46	0
特 殊 法 人 % 2.3	国立大学法人 島根大学	1,916	45	2.35	0
	公立大学法人 島根県立大学	181	5	2.76	0

※奥出雲町は10月1日現在、吉賀町は11月1日現在、浜田市は11月20日現在において、障害者の雇用不足を解消し法定雇用率を達成しています。

# 参 考

## 1 島根県における障害者の状況 【表 10・11・12】

身体障害者手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在で 36,014 人であり、前年より 1,484 人の減少となっている。

障害別にみると、肢体不自由が 19,771 人（構成比 54.9%）で最も多く、次いで内部障害 8,971 人（同 24.9%）、聴覚・平衡機能障害 4,313 人（同 12.0%）、視覚機能障害 2,494 人（同 6.9%）の順である。等級別では 1 級・2 級の重度障害者が 16,151 人で、全体の 44.9%を占めている。

年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が 28,725 人で全体の 79.8%を占めている。

療育手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在で 7,491 人であり、前年より 97 人増加した。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在で 6,369 人であり、前年より 365 人増加した。

【表10 身体障害者手帳所持者数】

（単位：人、%）

障害	等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	構成比
視覚機能障害		837	727	172	170	337	251	2,494	6.9
聴覚・平衡機能障害		203	775	538	861	22	1,914	4,313	12.0
音声・言語・そしゃく機能障害		5	30	248	182	0	0	465	1.3
肢体不自由		4,068	3,101	3,755	6,080	1,868	899	19,771	54.9
内部障害		6,333	72	843	1,723	0	0	8,971	24.9
合 計		11,446	4,705	5,556	9,016	2,227	3,064	36,014	100.0
	構成比(%)	31.8	13.1	15.4	25.0	6.2	8.5	100.0	-
18歳未満		218	79	60	36	5	33	431	1.2
18歳～64歳		2,504	1,152	884	1,378	495	445	6,858	19.0
65歳以上		8,724	3,474	4,612	7,602	1,727	2,586	28,725	79.8

【表11 療育手帳所持者数】

（単位：人）

年 齢 区 分	重度(A)	中軽度(B)	合 計
18歳未満	369	732	1,101
18歳以上65歳未満	1,970	3,254	5,224
65歳以上	743	423	1,166
合 計	3,082	4,409	7,491

【表12 精神障害者保健福祉手帳所持者数】

（単位：人）

1級	2級	3級	合計
1,462	3,588	1,319	6,369

※表 10・11・12 は 平成 29 年 3 月 31 日現在 資料：島根県立心と体の相談センター

## 2 障害者の職業紹介状況 【表13・14】

公共職業安定所における平成28年度の障害者職業紹介状況は、新規求職申込件数が1,400件で前年度より0.3%増加、就職件数は941件で7.4%増加した。また、就職率(就職件数/新規求職申込件数)は67.2%で前年度より4.4ポイント上昇した。

平成29年3月31日現在の有効中の者は1,618人で、前年同期より15.4%増加している。

【表13 障害者の職業紹介状況】

(単位:人、%)

年度	①新規求職 申込件数	②就職件数	③就職率	④期末現在登録者数			
				有効中 の者	就業者 の中者	保留中 の者	
14	665	326	49.0	4,172	1,014	2,884	274
15	669	327	48.9	4,312	1,025	2,983	304
16	685	305	44.5	4,449	1,031	3,012	406
17	674	364	54.0	4,535	1,010	3,055	470
18	811	425	52.4	4,692	1,080	3,132	480
19	874	441	50.5	4,945	1,129	3,217	599
20	889	455	51.2	5,008	1,051	3,161	796
21	878	463	52.7	5,420	1,125	3,263	1,032
22	982	559	56.9	5,870	1,128	3,528	1,214
23	1,143	651	57.0	6,047	1,150	3,637	1,260
24	1,174	677	57.7	6,483	1,325	3,842	1,316
25	1,154	700	60.7	6,979	1,484	4,065	1,430
26	1,310	753	57.5	7,523	1,441	4,368	1,714
27	1,396	876	62.8	7,708	1,402	4,644	1,662
28	1,400	941	67.2	8,238	1,618	4,764	1,856

【表14 有効求職者の障害部位別の状況】

(単位:人)

障害部位	性別		計	うち重度 障害者
	男	女		
身体障害者	271	145	417	193
視覚機能	19	12	31	18
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能	34	23	57	24
上肢切断機能	66	31	97	40
下肢切断機能	62	48	111	24
体幹機能	18	8	26	10
脳病変による運動機能	2	2	4	3
内部機能	70	21	91	74
知的障害者	216	102	324	13
精神障害者	454	322	780	—
発達障害者	23	12	35	—
難治性疾患患者	20	24	44	—
高次脳機能障害者	3	1	4	—
その他障害者	10	4	14	—
合計	997	610	1,618	206

資料: 島根労働局職業対策課

※表13・14は平成29年3月31日現在

(注) 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。



### 3 障害者雇用率制度の適用を受けない企業の状況 【表 15・16・17】

障害者雇用率制度の適用を受けない一般の民間企業のうち、常用労働者数が 30 人以上 50 人未満の規模の状況は次のとおりである。

ただし、常用労働者数 30 人以上 50 人未満の企業(447 社)のうち、障害者の雇用状況を公共職業安定所長へ報告(任意)した 276 社の状況である。

平成29年6月1日現在

【表15 産業別障害者の雇用状況】

(単位:社、人、%)

産業別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率
農業、林業	10	399.0	8.0	2.01
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1	39.0	0.0	0.00
建設業	41	1,572.0	28.0	1.78
製造業	48	1,855.0	110.0	5.93
電気・ガス・熱供給・水道業	1	35.0	0.0	0.00
情報通信業	4	162.0	0.0	0.00
運輸業、郵便業	15	573.0	8.0	1.40
卸売業、小売業	42	1,670.5	14.0	0.84
金融業、保険業	2	94.5	0.0	0.00
不動産業、物品賃貸業	5	192.0	4.0	2.08
学術研究、専門・技術サービス業	14	582.0	2.0	0.34
宿泊業、飲食サービス業	10	363.5	8.0	2.20
生活関連サービス業、娯楽業	5	197.0	1.0	0.51
教育、学習支援業	6	219.0	0.0	0.00
医療、福祉	52	2,077.0	99.5	4.79
複合サービス事業	3	116.0	2.0	1.72
サービス業(他に分類されないもの)	17	672.5	13.5	2.01
計	276	10,819.0	298.0	2.75

【表16 公共職業安定所管内別の雇用状況】

平成29年6月1日現在  
(単位:社、人、%)

項目 安定所別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率
松江	88	3,507.0	110.5	3.15
(隠岐の島)	7	296.0	1.0	0.34
(安来)	10	368.5	22.5	6.11
浜田	40	1,540.0	54.5	3.54
(川本)	6	230.5	5.0	2.17
出雲	60	2,306.0	29.5	1.28
益田	28	1,122.5	46.5	4.14
雲南	24	929.5	19.0	2.04
石見大田	13	519.0	9.5	1.83
計	276	10,819.0	298.0	2.75

【表17 障害者を雇用している企業の状況】

(単位:社、%)

項目	企業数	障害者を雇用している企業	割合
産業別			
農業、林業	10	6	60.0
漁業	-	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0.0
建設業	41	17	41.5
製造業	48	24	50.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0.0
情報通信業	4	0	0.0
運輸業、郵便業	15	4	26.7
卸売業、小売業	42	12	28.6
金融業、保険業	2	0	0.0
不動産業、物品賃貸業	5	3	60.0
学術研究、専門・技術サービス業	14	2	14.3
宿泊業、飲食サービス業	10	4	40.0
生活関連サービス業、娯楽業	5	1	20.0
教育、学習支援業	6	0	0.0
医療、福祉	52	20	38.5
複合サービス事業	3	2	66.7
サービス業(他に分類されないもの)	17	9	52.9
計	276	104	37.7

(単位:社、%)

項目 安定所別	企業数	障害者を雇用している企業	割合
松江	88	34	38.6
(隠岐の島)	7	1	14.3
(安来)	10	2	20.0
浜田	40	15	37.5
(川本)	6	4	66.7
出雲	60	20	33.3
益田	28	10	35.7
雲南	24	11	45.8
石見大田	13	7	53.8
計	276	104	37.7

#### 4 障害者の法定雇用率について

平成 25 年 4 月 1 日から、障害者の法定雇用率は以下のとおりとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	平成 10 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
民間企業	1. 8 % ⇒	2. 0 %
国、地方公共団体等	2. 1 % ⇒	2. 3 %
都道府県等の教育委員会	2. 0 % ⇒	2. 2 %

##### ○ 雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者\*の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者\*の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも 5 年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。

※ 平成 30 年 4 月 1 日から法定雇用率が引き上げられます。(19P)

##### ○ 障害者を雇用しなければならない事業主の範囲について

現在の法定雇用率では、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲は、従業員 **50 人以上** となっています。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ① 毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ② 障害者雇用推進者\*を選任するよう努めなければなりません。

※障害者雇用推進者の業務とは

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
  - ・ 障害者の雇用状況の報告
  - ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届出
- など

##### ○ 障害者雇用納付金制度について

平成 27 年 4 月から「改正障害者雇用納付金制度」が施行され、常時雇用している労働者数が 100 人を超える企業も納付金の対象となったことから申告の必要があります。

## 5 除外率一覧表

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度です。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5 %
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	10 %
・非鉄金属第1次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15 %
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	20 %
・港湾運送業	25 %
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	30 %
・林業(狩猟業を除く。)	35 %
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40 %
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45 %
・石炭・亜炭鉱業	50 %
・道路旅客運送業 ・小学校	55 %
・幼稚園、幼保連携型認定こども園	60 %
・船員等による船舶運航等の事業	80 %

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度で、平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務に限定することとしています。

なお、旧除外職員の多い機関については、段階的に除外率を引き下げることとなっています。

# 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<b>2.5%</b>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<b>2.4%</b>

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

## 留意点

①

**対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。**

### ▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

## 留意点

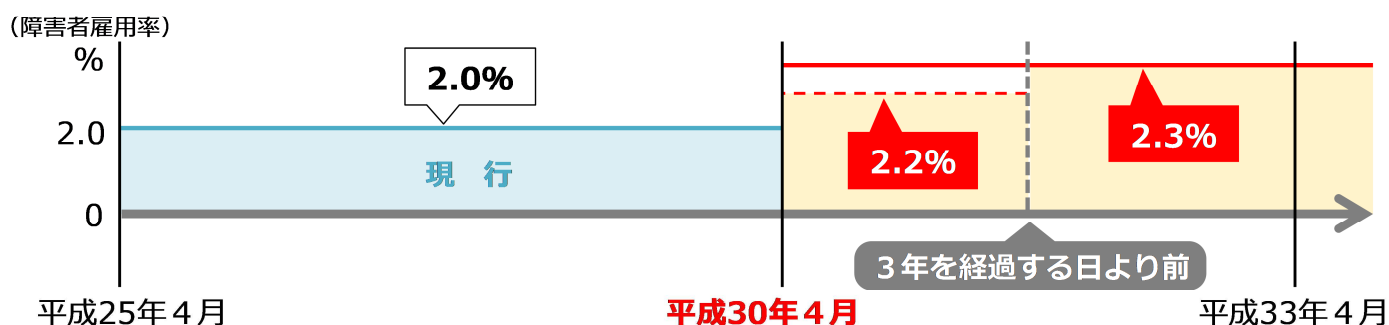
②

**平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。**

### ▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・島根労働局・ハローワーク

発 行

厚生労働省  
島根労働局職業安定部職業対策課

〒690-0841  
松江市向島町 134-10  
松江地方合同庁舎 5階  
電話 (0852)20-7022  
FAX (0852)20-7025

島根労働局ホームページ  
<http://shimane-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>